

東アフリカの共同市場

—経済・財政調査団報告書—

Great Britain Colonial Office. *East Africa: Report of the Economic and Fiscal Commission*, London, Feb. 1961. Cmnd. 1279.

まえがき

本報告書は、後進国における共同市場の問題を扱ったという点で非常に興味のある資料である。共同市場といえば、ヨーロッパ経済共同体(EEC)のことがすぐ思い起こされるであろう。EECにおいては、先進諸国間の重化学工業を中心とした、きめのこまかい国際分業体制を主眼とする単一市場の構成が主たる問題であった。EEC設立以来その加盟諸国の経済成長は飛躍的な伸びを示し、イギリスの参加もすでに時期の問題とみられるにいたった。したがって今年から共同市場は第2の段階へ移行しようとしていると考えられる。

このように西欧先進国といわれる国々が大きな経済発展を示しているのにひきかえ、低開発諸国のそれは遅々として進まないのが実状である。しかしそれら後進諸国の間においても、最近になって共同市場、あるいは経済協力機構を設立して経済成長を進めようとする動きがみられるようになってきた。先進諸国間の共同市場とこのような後進諸国間の経済協力機構とは、その性質が根本的に違っても考えられるが、とにかく現実にはラテン・アメリカにおける共同市場の構想はかなり具体化されてきており、アフリカでも同じような動きがみられる。とくに東アフリカでは、イギリスの植民地であるケニア、ウガンダ、タンガニーカの3地域が、イギリス植民政策の遺産として一種の共同市場を構成したままそれぞれ独立に向かって動いている(タンガニーカは1961年12月、独立達成)。このような植民地という特殊な事情があるにしても、東アフリカ共同市場は後進国の共同市場形成に共通な問題のいくつかを内在させている。その意味で他地域の経済協力機構の問題を研究するに際しても十分に参考となりうるであろう。

この報告書(通称 Raisman Report)を提出した東アフリカ経済財政調査団は、レイスマン(Jeremy Raisman, 調査団長)、ブラウン(A. J. Brown)、トレス(R. C. Tress)

の3名によって構成され、イギリス植民地相によって任命されている。この調査団は1960年7月14日より9月9日にわたり、同地域の官吏、実業家、一般大衆から事実の聴取などをして現地調査を行なった。その調査内容は次のようになっている。

1. 東アフリカに現存する共同市場、地域間の経済協力、および財政の統一についての諸規程を審議し、

- (1)各地域の農産物、製造品の地域間貿易を促進し、東アフリカにそのような製造業を發展させ、
- (2)地域間の関税、消費税、所得税の割り当てをも含む財政・金融上の統一性を確保し、
- (3)東アフリカ高等弁務府(East Africa High Commission)のために、その管理下にある種々のサービス機関の経費に必要な財源を見いだし、各地域にその負担の割り当てを行ない、

2. 現存する規程の有利、不利、およびこれら規程が全地域の利害に公平であるかを考慮し、必要な調整、修正を勧告する。

この報告書は次の7章より成っている。第1章は序論、第2章は東アフリカにおける共通の経済および財政組織という題で東アフリカ高等弁務府の歴史と現状を扱い、第3章で共同市場の利益と不利益、第4章で共同市場内の商工業の規制、第5章でコモン・サービスと各地域、第6章で高等弁務機関の財政をそれぞれ展望し、第7章で結論と勧告を出している。

I 東アフリカにおける共通の経済および財政組織

東アフリカ高等弁務府は1947年の法律(Ordinances in Council)によって設置が定められたが、ここにいたるまでには長い歴史があった。第1次世界大戦後、イギリスは東アフリカ植民地間の経済開発、調査、通信についての協力の必要性を感じていた。この問題を討議するため、1926年にはイギリス植民地相、ケニア、ウガンダ、タン

ガニーカの各総督が初の合同会議を開き、1932年にいたってこのような会議が恒久的なものとした。またそのために恒久的な事務局の設置が要請され、東アフリカ全体を扱うサービス機関の設置を考慮する要望が出された。

第2次大戦中、イギリス領東アフリカは戦争遂行のための緊密な協力と、その資源のプールを余儀なくされた。これにともなって総督会議の下部機構は拡張され、東アフリカ全体を基盤とする種々の機関が設置された。この結果、戦争終了直後にこれら協力機関の再検討が要請され、1945年にイギリス植民地省は報告書を提出して東アフリカ高等弁務府の設置を求めた。この報告書「東アフリカの地域間機構」(Inter-Territorial Organization in East Africa, Colonial No. 191)は、以前の総督会議が多くの欠陥をもっていることを指摘し、経済協力と地域共通のサービス機関運営のために共同立法議会を含む行政的・司法的基礎としての高等弁務府の設立を勧告した。しかしこの Colonial No. 191 は、主としてケニアの商工業界の反対にあって受け入れられず、1947年に植民地相は高等弁務府の権限を弱めた修正案(Inter-Territorial Organization in East Africa—Revised Proposals, Colonial No. 210)を提出した。この修正案を基礎として東アフリカ高等弁務府法(East Africa High Commission Order in Council)が制定され、1948年1月1日に発効をみて、高等弁務府は活動を開始した。この法律はその後数回にわたって修正されたが、基本的な構成はそのままである。高等弁務府はケニア、ウガンダ、タンガニーカの3地域の総督により構成され、ケニア総督が総括にあたる。実際の運営は主席行政官に委任され、次のような行政官の組織をもっている。

- (1) 主席行政官
- (2) 運輸監督官
- (3) 郵政長官
- (4) 法務長官
- (5) 財政長官
- (6) 関税監督官
- (7) 主席行政秘書官

中央立法議会は、高等弁務府によって任命される議長および次の議員によって構成される。

- (1) 7名の職権議員(上記の行政官)
- (2) 6名の指名議員(各地域の官吏より任命)
- (3) 20名の民間議員

中央立法議会の立法範囲は18の項目に制限されてお

り、高等弁務府の認可なしに議案を提出することはできない。

1947年から49年までの間に、大部分の既存および新設のコモン・サービス機構が高等弁務府の管轄下に入れられた。これらサービスの内容を分類すると次のようになる。

1. 運輸および通信
 - (1) 鉄道、内陸水運、港湾(これに関連した道路および沿岸航路)
 - (2) 郵便および電信
 - (3) 航空輸送
 - (4) 民間航空および気象関係
2. 徴税
 - (5) 関税および消費税の徴収
 - (6) 所得税査定および徴収
3. 経済および統計サービス
 - (7) 経済協力局および海外東アフリカ代表部
 - (8) 統計サービス
4. 調査
 - (9) 農業および漁業調査
 - (10) 医療関係調査
 - (11) 工業調査
 - (12) 気象局による調査
5. その他の特殊サービス
 - (13) 東アフリカ図書館
 - (14) 東アフリカ皮革局
 - (15) 砂漠昆虫調査(コントロールを含む)
6. 一般事務(ロンドンの東アフリカ事務所および中央立法議会を含む)

これらのサービス機構のうち、東アフリカ鉄道港湾機構(East African Railways and Harbours Administration)、郵便電信機構(Posts and Telecommunications Administration)、および東アフリカ航空会社(East African Airways Corporation)は独立採算制であり、他のサービス機構は高等弁務府基金より予算の割り当てを受ける。高等弁務府基金はイギリス本国からの資金供給(1.政府予算、2.植民地開発福祉基金、3.大蔵省贈与—Exchequer grants)と、東アフリカ3地域の政府からの供与を財源としている。

II 共同市場の利益・不利益

東アフリカにおける共同市場は高等弁務府よりはるか

に古い歴史をもっており、1917年にケニアとウガンダの間に自由貿易制がしかれ両地域の税関が統合された時に始まったと考えられる。タンガニーカのこの共同市場への参加は段階的に進み、1922年には3地域の対外共通関税制が導入された。3地域間の物資の移動は無関税であったが届出制であり、税収入を各地域へ分配する時の計算にその統計を使用した。1947年の高等弁務府法では、高等弁務府が関税事務を担当することを決定したにもかかわらず、関税率は各地域が決定することとなった。したがって共通関税率をとるためには、各地域代表が特別委員会を作って調整しなければならなかったが、現状では関税率の地域差はあまり重要でない項目にのみ存在しているにすぎない。生産要素のうち、資本は地域間の移動が自由であり、東アフリカに共通な貨幣制度が存在することによってこの効果は非常に強められている。土地の譲渡には種々の管理制がもうけられているが、労働の移動はアフリカ人の場合はほとんど自由である。

共同市場の利益は、(1)最適地に産業が起こる、(2)大規模生産が有利な場合、より大きい市場をつくり出して規模の大きさによる有利を享受できるという点にあると考えられる。東アフリカは市場の規模としては大きくまた変化に富み、あらゆる気候条件、異なる程度の技術の分布をもっている。共同市場を構成する3地域の天然資源、社会制度は互いに異なり、その特化の傾向は補完関係にあるといえる。市場の規模は第1表のとおりである。

第1表 東アフリカの人口および国内総生産 (1959年)

| 区分 | 地域 | ケニア | タンガ ニーカ | ウ ン ダ | 計 |
|-----------------|----|-------|------------|-------------|-------|
| 人口 (100万人) | | 6.45* | 9.08 | 6.52 | 22.05 |
| 国内総生産 (100万ポンド) | | | | | |
| 貨幣所得 | | 163 | 106 | 108 | 377 |
| 生存経済 | | 52 | 54 | 42 | 148 |
| 計 | | 215 | 160 | 151 | 526 |
| 1人当たり所得 (ポンド) | | 33.3 | 17.6 | 23.1 | 23.8 |

(注) * 推定、実際は50万くらい多いと思われる。

全地域の貨幣所得合計は、ケニアのみの場合より2倍、タンガニーカあるいはウガンダのみより3倍大きくなるので、全地域に効果的な単一市場ができれば、製造業はとくに規模の有利性を享受することができる。

それでは東アフリカは有効な単一市場となりうるであろうか。第2表および第1図は地域間貿易のパターンを示したものである。

1959年には全地域の商業用生産物のうちの6~8%、金額にして2000万ポンドが地域間貿易にまわされたことが記録された。東アフリカ生産物の海外への輸出は1億2000万ポンドと見積もられており、地域間貿易の約6倍の大きさをもつ。しかしつぎの2点は注意されるべきであろう。地域間貿易の伸びは海外貿易の伸びに比べてずっと安定しており、また大部分の第1次産品の地域間貿易依存率は低い、第1次産品のあるものおよび製造品にとってはかなり高くなっている。

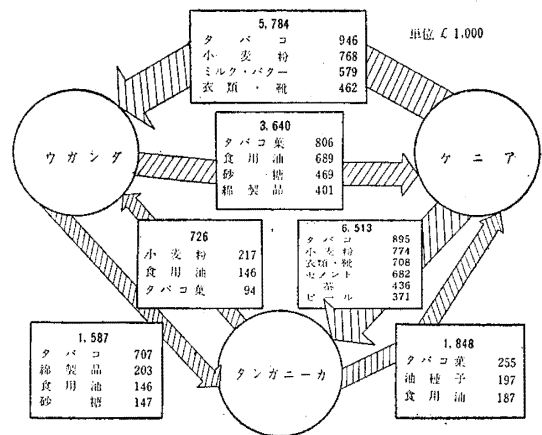
東アフリカでは生存経済以外の第1次産品の大部分(コーヒー、綿、サイザル)は輸出向けである。しかしケニア高地の産物は、他の2地域で消費される率が高い。すなわち小麦生産の2分の1、ミルクの3分の1、豚の7分の1はなんらかの形で他の2地域で消費される。また一方ウガンダ、タンガニーカ産のタバコ葉は大規模に

第2表 東アフリカ貿易パターン (1959年)
関税および消費税を除く

(単位: 1,000ポンド)

| 送地 | 仕向地 | ケニア | タンガ ニーカ | ウガンダ | 他地域 |
|--------|-------|--------|------------|--------|--------|
| ケニア | 現地生産物 | .. | 6,400 | 5,710 | 33,310 |
| | 輸入生産物 | .. | 8,230 | 12,860 | 5,080 |
| タンガニーカ | 現地生産物 | 1,850 | .. | 730 | 45,290 |
| | 輸入生産物 | 2,430 | .. | 290 | 1,930 |
| ウガンダ | 現地生産物 | 3,630 | 1,580 | .. | 42,090 |
| | 輸入生産物 | 1,590 | 440 | .. | 1,140 |
| 他地域 | | 78,820 | 28,330 | 14,340 | .. |

第1図 東アフリカ地域間の財の移動 (1959年)
関税および消費税を除く



共同市場地域間で貿易され、ケニアは東アフリカのタバコ生産の約3分の1を消費している。そのほかにとりもろこし、家畜、畜産品、砂糖も地域間で相当量貿易されている。

地域間の貿易にもっとも大きく依存しているのは製造品である。ケニアの製造品の4分の1が他の2地域で消費され、靴およびシガレットは2分の1以上、酪乳製品は約3分の1が消費されている。ウガンダの製造品のうちでは、綿製品生産の3分の1がケニアに、シガレット生産の3分の2がケニアとタンガニーカに送られる（またウガンダの発電量の40%はケニアに送られている）。このように製造品の分散は相当進んでおり、東アフリカの商品生産のうち、対外貿易を除く総額の約8分の1が、共同市場内で地域間貿易にあてられているとみてよい。

また海外より輸入された物資が、地域の境を越えて他の地域で最終的に消費される割合も高く22%に達する。これも共同市場の1つの効果を示すものと考えられる。

以上みたように、東アフリカ共同市場は単一市場として効果的な分業体制をもつことができ、また特に製造業においては、少数の企業が東アフリカ全地域をその市場とすることによって、経済上非常に有利な規模で生産を続けることができるので、共同市場の存続は強い投資誘因となっている。

共同市場が利益をもたらすことは、この地域全体の実質生産高の成長率が非常に高いことによってもわかる。1952～54年から1957～59年の5年間には20%の高成長をとげたが、この成長率はほとんどの先進国の成長率よりも高いものであった。この成長の3分の1は輸出価格の輸入価格に対する相対的な下落により失われたが、それでも平均生活水準は年に1%の上昇を示した。この実績からも、東アフリカ全体としてみれば共同市場が有益であることは疑いえない。

しかし共同市場の各地域をより細かく観察すると経済成長が均等に行なわれていないことが見いだされる。国内総生産の成長率ではなかった各地域の成長の違いは、1952～54年から1957～59年の5年間に、ケニアにおいて56%、タンガニーカにおいて28%、ウガンダにおいて15%といった差となってあらわされる。同一期間における人口の増大は、ケニアおよびタンガニーカ9%、ウガンダ12%である。1人当たり平均実質国民所得の増加率はケニアでは40%近く、タンガニーカではケニアの半分以下、ウガンダではほぼ変化なく、いくらか増加したとみ

られる程度である。このような地域差が出た理由は各地域の生産の発展の差と、世界市場が各地域に与えた影響の差の2つとみられる。各地域の輸出が総生産に占める割合は、ケニア15%、タンガニーカ25%、ウガンダ30%と、成長の低かった地域ほど輸出依存度が高かったことを示している。これは世界市場における輸出製品の不利化が原因となっているのであるが、この点を端的に示すものとして交易条件の低下の割合を見ると、ケニア19%、タンガニーカ10%、ウガンダ31%と、ウガンダ輸出製品の世界市場での価格の不利化が目だっている。したがって前述の期間中には、3地域とも生産額は増大したが成長率の不均等は拡大し、1人当たり平均所得および投資率の格差も拡大することになった。さらに課税能力とその地域の政府支出とのアンバランスが生じる結果にもなった。

ケニアの急速な成長は共同市場に負うところ大なるものがあるが、この成長は他の2地域のどれほどの犠牲のうえに成り立ったものであろうか。理論的にはケニアの利益が他地域の不利になる2つの場合がありうる。第1には資本あるいは企業が、ウガンダまたはタンガニーカにいづべきところをケニアに引きつけられてしまった場合、第2にウガンダあるいはタンガニーカが外国から安く買える商品をケニアから買わねばならないために損害を受ける場合である。

この2つの場合をそれぞれ実情に照らして検討してみよう。第1の点では、ケニアは3地域のうち最大の購買力をもっているが、多くの企業にとっては、3地域合計としてもなお購買力の不足を感じており、ケニアに設立された企業が共同市場がなかった場合に他地域に設立されたであろうという可能性は少ない。他地域の既存の企業がケニアに移った実例としては、1956年にウガンダからタバコ工場が移った例があるが、このような例はまれである。

第2の問題はより複雑である。ケニアから外国製品より高い物資（製造品および農産物）を買うため当然損失が生ずる。しかし保護下の産業の成長は労働の雇用をもたらし、海外から資本を引きつけ、経済活動を全般的に活気づける。したがってケニアの購買力は上昇し、そのある部分は他地域からの購入にあてられる。その結果他地域の実質所得が前述の損失を補うほど上昇すれば不利益はないわけである。ウガンダおよびタンガニーカからのケニア向け生産物の移動（タバコを除く）は、1955～59年の間に150万ポンド近く、すなわち50%以上の増大

をみている（100万ポンドはウガンダから、50万ポンドはタンガニーカから）。これはケニアの購買力の増大が他地域におよぼす利益が十分大きいことを示すものである。

税収入の面については、以前輸入されていた物資が代替されることにより関税収入は少なくなるが、所得および消費水準が上がることにより所得税・消費税収入は増大する。最近の経験によれば輸出価格の下落、例外的な工業の移動がなかったならば、ケニアの発展はウガンダ、タンガニーカの税収の増大をもたらしたであろうと考えられる。しかしこの場合注意すべきことは、ウガンダではアフリカ人は所得税を免除されており、その税収は輸出税に大きく依存しているため、共同市場によってもたらされる所得変化に敏感でないことである。ともかく現在タンガニーカとウガンダが不満を表示している関税収入の低下は、なんらかの方法で矯正されなければならない。

III 共同市場内の商工業の規制

東アフリカ市場は、生産・交易活動が市場経済の諸力で完全に貫かれているという意味での統一市場からはほど遠い。それは各地域政府が高等弁務府の協力を得て、あるいは単独に市場に介入する次の3つの方法をとっていることから明らかである。

- (1) 法定販売機構 (statutory marketing authorities)
- (2) 政府の生産企業参加 (state participation in production)
- (3) 工業設置許可状 (industrial licensing)

共同市場機構に対する現在の不満の大部分は、各地域のこれら介入の方法の相違による利害の不一致からひき起こされている。

(1) 東アフリカ全地域で、マーケティング・ボードは農産物の販売に重要な役割をはたしている。輸出作物を扱うものはとくに重要であるが、輸出に関するかぎりこれまで地域間の協力はスムーズに行なわれてきた。その1例としてケニアの綿とロバスタ・コーヒーは、ウガンダの綿およびコーヒー・ボードを通して販売されてきたという事実をあげることができる。問題は作物が共同市場内で消費されるときに起こる。ウガンダは輸出作物の比重が大きく自由貿易主義を主張する立場にあるが、ケニアは東アフリカで消費される生産物の比重が大きいので、対外自由貿易をそれほど前提として考えたがらな

い。ケニアの商業農作物の大部分は法定販売機構を通じて共同市場内で売られるが、その価格は法定販売機構がかなり広い範囲で自由に決定することができる。この点に関してウガンダとタンガニーカから、ケニア産の農産物（小麦粉、牛肉、ベーコン、ハム、バター、チーズ、バタ油）は不当に高い価格をつけられていると非難されてきた。ケニア側のこれに対する返事は、小麦を除いてはケニアの農産物は輸入品より安いというものであり、バター、ベーコン、ハムの場合（非常に短い一時期をのぞいて）、輸入品の関税を取り去ってもケニア産品の方が安いと主張している。しかしケニアにしても、輸出品のf.o.b. 価格は、同一産品を共同市場内で販売するときの価格よりも相当低い場合があるということを否定してはいない。たとえばロンドンにおいてはケニア産品は他国産品と競争しなければならず、したがってケニア産品の輸出f.o.b. 価格は世界市場価格から輸送費、保険費、倉庫費などを差し引いたものとなる。もし東アフリカに競争者が多ければ、地域内の販売価格は、このf.o.b. 価格の線まで押し下げられるはずである。f.o.b. 価格と地域内販売価格の格差の存在は、法定販売機構が地域内での販売を独占している結果である。

小麦の場合、輸入小麦粉（たとえばオーストラリア産）の方がケニア産のものよりずっと安い。ウガンダあるいはタンガニーカがすすんでケニアの高い小麦粉を買うためには、ケニアがウガンダの砂糖を輸入品より高い価格でも買うといったような地域間の調整にまっほかはない。

(2) 政府の生産企業への参加は非常に広範囲にわたり、とくにウガンダ開発公社 (Uganda Development Corporation) の活動を通じて活発に行なわれている。この面でも法定販売機構と同様の問題が起こることが考えられる。すなわち政府参加の企業生産物の販売価格、設備輸入の際の関税免除などをめぐって不満が起こる可能性が強い。しかし実際には、これら生産物の地域間貿易の量がまだ小さいため、問題はほとんど起こっていない。

(3) 企業設置許可制は、1948年に各地域に同様な法令が制定されたときに始まり、1952～53年に現在の規定ができた。東アフリカ工業委員会 (East Africa Industrial Council) にこの許可状を発行する権限が与えられているが、これによって申請者の利益と東アフリカ全体の利害を両方考慮できるように望まれていた。最初は最適地へ工業を誘致することができるような積極的な計画があっ

たが、1949年には場所を選定する権限は放棄された。現在では許可制は事実上既成の企業に対抗する競争者の出現を防ぐために働いており、工業化の遅れた地域（とくにタンガニカ）の委員は、競争的な新規工業を認可したがる。許可制の活動範囲はこのような理由から非常に狭く、東アフリカ全体としての工業発展にはあまり有用な働きをしていない。この許可制は、各地域が同意した全体的開発計画の設定なしには成功の可能性はない。

結論として、工業許可制において問題とされる点は他の2点と同じである。すなわち独占的購入および販売の機構、許可制などは、すべての者の売買の自由という共同市場の基本的原則とは異質のものである。共同市場には独占あるいは許可制による困難を持ちこんではならぬ。

IV 結論および勧告

本報告書の最後の章は、これまでに検討した事項をまとめて結論とし、今後とるべき方法を勧告している。共同市場の国民所得に対する影響は以上にみたように、

1 東アフリカを単一市場の方向へ実質的に向かわせたことによって生産品の大きな部分（とくにタバコ、酪製品、製造品）が共同市場内で貿易され、また海外からの輸入品の5分の1以上が市場内の他地域に移動された。

2 東アフリカ市場は、製造業にとって最小限の有効な市場規模となった。

3 このため東アフリカ全体としては、輸出市場での不利化にもかかわらず、急速な国内総生産の上昇が起こった。

4 成長率は各地域で非常な差があり、ケニアは他地域よりずっと大きく成長した。しかし他地域が共同市場内に障壁をもうけることによってより以上に成長することができたかどうかは疑問である。

5 地域による特化の傾向は、過去よりも将来の成長を期待させる。

また共同市場に対する不満は主として次の3点よりなる。

a 通商の人工的障害より発生する利害の衝突（法定販売機構はなんらかの規準のもとにおかれるべきである）。

b 世界市場価格の悪化による経済上、財政上の困

難。

c 各地域の共同市場の利益分配の不均等。

このような欠陥を除くため、次のように経済協力の緊密化が勧告されている。

1 下記の事項を含む地域間貿易の一般的原則の調整。

(1) 地域間貿易の制限および禁止は、一方的に決定されないこと。

(2) 生産品を輸出 f. o. b. 価格より常時高い価格で他地域に売らないこと。

(3) 地域間の販売政策は共通である必要はなく、1地域が他地域の欲しない生産施設を拡張しようとするときは、その生産物価格を上げないように直接資金補助の方法をとる。

2 地域間の政策調整は、担当閣僚の定期的な会議によって行なわれるべきである。

3 前述の会議は、自地域の利益に偏しない経済顧問および事務局によって助けられ、また、高等弁務府の経済協力局は、この目的にそうよう拡張されるべきである。

4 工業設置許可状は、開発の一般計画なしには効果的に行なわれえない。許可状はできるだけ早く廃止されるべきである。

税収入の再分配をはかるための基金設置の提案

共同市場を保持するためには、利益の不均等がある程度矯正するための所得再分配が行なわれなければならない。この再分配は税収入をプールすることによってもっとも効果的になされると考えられる。その財源としては、

(1) 各地域の製造業および金融業からの企業所得税の40%

(2) 各地域の関税、消費税収入の6%

があてられる。このような基金をつくることによって高等弁務府は独立の財源を持つことができ、非独立採算制の多くのコンソーシアム機関のより能率的な活動を期待することができる。この基金 (distributable pool) は高等弁務府によって運営され、他の基金とは別に管理される。この基金の勧告案を現状のシステムと比較してみると次のようになる。

第3表は現在の状態を示す。各地域は関税、消費税、所得税の全額を受け取り、そこから徴税経費と高等弁務府経費の割り当て額を支払う。残額は各地域に残される。

第4表は勧告案を示す。各地域は関税および消費税収入の94%、企業所得税のうち製造業、金融業によるものの60%、他のすべての所得税の100%を受け取り、残りは基金に与えられる。各地域および基金は、その受け取りの割合で徴税経費を負担する。基金の受け取りは徴税経費を差し引いたのちに、高等弁務府および各地域に3:1:1:1の割合で分配される。

第5表は、この2つの案を比較して各地域の収入の増減を見たものである。

第3表 現在のシステム (1960~61年推定)

(単位: 1,000ポンド)

| 区分 | 地域 | ケニア | タンガニカ | ウガンダ | 高等弁務府 |
|---|----|--------|--------|--------|-------|
| 受け取り 関税、消費税収入 所得税収入 各地域からの供出 | | 14,700 | 10,440 | 8,290 | .. |
| | | 10,550 | 4,000 | 3,300 | .. |
| | | .. | .. | .. | 1,485 |
| 計 | | 25,250 | 14,440 | 11,590 | 1,485 |
| 支払い 関税、消費税、徴税経費 所得税、徴税経費 高等弁務府サービス | | 440 | 310 | 245 | .. |
| | | 495 | 185 | 155 | .. |
| | | 525 | 550 | 410 | .. |
| | 小計 | 1,460 | 1,045 | 810 | .. |
| 残額 | | 23,790 | 13,395 | 10,780 | 1,485 |
| 計 | | 25,250 | 14,440 | 11,590 | 1,485 |

第4表 勧告案 (1961~62年)

(単位1,000ポンド)

| 区分 | 地域 | ケニア | タンガニカ | ウガンダ | 基金 | 高等弁務府 |
|--|----|--------|--------|--------|-------|-------|
| 受け取り 関税、消費税収入 所得税収入 製造業、金融業、企業所得税 の他基金 | | 13,820 | 9,815 | 7,790 | 2,005 | .. |
| | | 1,435 | 225 | 330 | 1,325 | .. |
| | | 8,185 | 3,605 | 2,745 | .. | .. |
| | | 535 | 535 | 535 | 3,210 | 1,605 |
| 計 | | 23,975 | 14,180 | 11,400 | 120 | 1,605 |
| 支払い 関税、消費税、徴税経費 所得税徴税経費 | | 410 | 295 | 230 | 60 | .. |
| | | 450 | 180 | 145 | 60 | .. |
| | 小計 | 860 | 475 | 375 | 120 | .. |
| 残額 | | 23,115 | 13,705 | 11,025 | .. | 1,605 |
| 計 | | 23,975 | 14,180 | 11,400 | 120 | 1,605 |

第5表 勧告案と現在のシステムの比較

(単位: 1,000ポンド)

| 区分 | 地域 | ケニア | タンガニカ | ウガンダ | 高等弁務府 |
|---------|----|--------|--------|--------|-------|
| 現在のシステム | 残額 | 23,790 | 13,395 | 10,780 | 1,485 |
| 勧告案 | 残額 | 23,115 | 13,705 | 11,025 | 1,605 |
| 差額 | | -675 | +310 | +245 | +120 |

第5表で見られるように、勧告案の実施によって、短期的にはケニアの税収入は現在より減少し、タンガニカ、ウガンダの税収入は増加する。また高等弁務府は少額の余剰金を期待しうる。各地域政府のように課税行為を行なうことができる機構と異なり、高等弁務府のような機構にとっては、支出を上まわる収入で運転資金を積み立て、一時的な収入の低下をのりきることができるよう準備することが必要である。

あとがき

本報告書が提出されたのち、東アフリカには大きな政治上の変化があった。それは1961年12月9日にタンガニカが独立国の旗をかかげたことである。これに先立ち、1961年3月のタンガニカ憲法改正会議で、首相のニエレレは独立後も東アフリカ高等弁務府の存続を希望した。そしてこの提案をめぐって同年6月19日から27日にわたり、イギリス植民地相、タンガニカ代表団、ケニア、ウガンダ両国政府、ケニア・アフリカ人民族同盟(KANU)、ケニア・アフリカ民主同盟(KADU)、ウガンダ民族党(UNP)、ウガンダ人民会議党(UPC)、東アフリカ高等弁務府首脳部からなる会議が開かれた。この結果、タンガニカ独立と同時に高等弁務府は東アフリカ・コモンサービス機構(East Africa Common Service Organization)と改称され、若干の組織上の改正を行なったうえ、3地域は平等の立場で共同機構に参加することに決定をみた。

共同市場を構成する3地域が全部独立した暁には、この機構はどのように変化していくか、東アフリカ連邦は形成可能であるか、それは低開発諸国ならびに全世界とどのような関連をもってゆくか、これらはいずれも将来に残された大きな課題である。

(アジア経済研究所調査研究第2部 吉田昌夫)